

福岡県宿泊税基金条例

令和元年十一月十九日福岡県条例第二十二号

福岡県宿泊税基金条例をここに公布する。

(設置)

第一条 福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定に基づき、福岡県宿泊税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、福岡県宿泊税条例(令和元年福岡県条例第二十一号)の規定により県に納入され、又は払い込まれた宿泊税に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除した額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 知事は、次に掲げる事業に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- 一 市町村(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第三項又は第七項の規定により宿泊に対して税を課す市町村を除く。)が行う観光の振興を図るための事業に対する交付金の交付事
- 二 前号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため、知事が必要と認める事

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、福岡県宿泊税条例の施行の日から施行する。